

特定非営利活動法人（NPO）

アジア麻薬・貧困撲滅協会

定款

第1章

総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジア麻薬・貧困撲滅協会といい、英文名称を Association for Drug and Poverty Eradication in Asia と定める。なお、英文略称は、NPO-ADPEA とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県上伊那郡南箕輪村9219番地に置く。

第2章

目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国を含むアジア地域における市民の健康で安全な社会生活に貢献するための調査研究・政策提言・児童福祉の向上・教育支援・産業形成支援などの事業活動を通じて貧困を解消し、麻薬濫用によってもたらされる社会不安の撲滅に寄与することを目指すとともに、同様の目標に向けて活動している諸団体に有益な各種情報の収集および発信を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 麻薬撲滅活動ならびに社会生活の健全化に関する企画、調査、研究、技術提供
- (2) アジア諸国の農村地域における、そば等の作物栽培と流通促進を通じた生活向上支援

- (3) そば栽培に関わる技術指導
- (4) 海外諸国の農業研修生の受入れ
- (5) 機関紙・広報誌などによる出版・広報・宣伝活動
- (6) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別) 第6条

この法人の会員は、次の5種とし、個人正会員ならびに法人正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した、法人の運営に参画する個人
- (2) 法人正会員 この法人の目的に賛同して入会した、法人の運営に参画する法人及び団体
- (3) 個人一般会員 この法人の目的に賛同し、本会の事業を賛助する意思をもつ個人
- (4) 法人一般会員 この法人の目的に賛同し、本会の事業を賛助する意思をもつ法人及び団体
- (5) 特別会員（顧問） この法人の目的に大きく関心を持ち、本法人の事業遂行へ協力援助する個人で、個人正会員または法人正会員より推薦された者。

(入会) 第7条

正会員および一般会員の入会条件については、特にこれを定めない。

- 2 個人正会員・法人正会員または個人一般会員・法人一般会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 個人正会員・法人正会員により特別会員（顧問）に推薦されたものは、入会手続きを要せず、本人の意思を以って会員となることができる。

(入会金及び会費)

第8条

個人正会員・法人正会員ならびに個人一般会員・法人一般会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別に費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 特別会員（顧問）については入会金および会費納入義務は発生しないが、本人の意思を以って個人一般会員に準ずる額を納入することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 定款に違反したとき
- (5) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項第4号、第5号については理事会の議決により決定する。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届に理由を付し理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章

役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第13条

理事は理事会において、監事は総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)
第 21 条 総会は、個人正会員・法人正会員をもって構成する。

(権能)
第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任又は役員解任、職務
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 臨時会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)
第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)
第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)
第 25 条 総会の議長は、理事長または理事長の指名による。

(定足数)
第 26 条 総会は個人正会員ならびに法人正会員の総合計数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 個人・法人を問わず各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条（定足数）、第 27 条第 2 項（議決）、第 29 条第 1 項第 2 号（議事録）及び第 50 条（定款変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 個人正会員ならびに法人正会員の総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び、臨時会費を除く会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会の運営に関する事項は理事会の議決により別に定めることができる

(開催)

第 32 条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号 (職務) の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号 (開催) の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意が得られた場合には招集予告期日について、この限りではない。

(議長)

第 34 条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加

わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費、臨時会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号（総会決議）の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号（事業成功の不能）の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	氏原 暉男
副理事長	松川 常夫
理事	高橋 祐吉
同	氏原 裕
監事	建石 耕一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項（任期等）の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 8 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条（事業計画）の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条（事業年度）の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 5 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	個人正会員入会金	3,000 円
(2)	個人正会員年会費	3,000 円
(3)	法人正会員入会金	10,000 円
(4)	法人正会員年会費	20,000 円
(5)	個人一般会員入会金	3,000 円
(6)	個人一般会員年会費	2,000 円
(7)	法人一般会員入会金	10,000 円
(8)	法人一般会員年会費	15,000 円

この定款は、原本と相違ありません。

平成24年 8月 31日

特定非営利活動法人アジア麻薬・貧困撲滅協会
理事長 氏原 暉男